

## 令和5(2023)年度第2回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録

I 開催日時 令和5(2023)年9月13日(水)午後2時～午後2時30分

II 開催方法 オンライン開催

### III 議事日程

1 開会

2 議題

(1) 審議事項

(仮称) コメリハード&グリーン今市大沢店の新設届出について(日光市)

(2) 報告事項

大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

(3) その他

3 閉会

### IV 出席者

[委員] 新井有明、長田哲平、小高記美子、佐々木真理子、竹久保洋、松本泰尚、山口早紀 以上7名

[事務局] 経営支援課 久利生課長、廣瀬課長補佐(総括)、齊藤課長補佐(商業活性化担当)、佐山主任、鈴木主事  
日光市 観光経済部商工課 小林係長、矢野主査

### V 議事の経過

午後2時、司会の齊藤課長補佐が開会を宣言し、本日の審議会は委員7人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第5条第2項の規定により、有効に成立する旨報告があった。

会長から、議事録署名人として新井委員と竹久保委員が指名され、議事に入った。

議題1 審議事項の「(仮称) コメリハード&グリーン今市大沢店の新設届出」について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

委員 : 交通に関して、特に意見なし。既存店の周辺に新設するため、オープン時に来客者が迷わないよう注意いただきたい。

委員 : 経営面に関して、特に意見なし。既存店の今後の予定を伺いたい。

事務局 : 設置者への聞き取りでは、新店舗のオープン予定が3月下旬となっており、既存店は3月中旬に閉店し、跡地は売却する予定とのことである。

委員 : 廃棄物の保管について、指針による必要容量を満たしており問題なし。生ゴミも発生しないため問題ない。加えて、廃棄物の減量化、リサイクルについて配慮がなされているため、こちらも評価する。ただし、朝6時に10トン車両1台の荷さばきがあるため、騒音には十分配慮願いたい。

委員 : 用途地域の指定がないため、都市計画の面で問題はない。1点、日光市の都市計画マスタープランにおいて、この地域は市の中心拠点に位置づけられて

いるのか。また、商業施設の立地について、どのような整理がなされているか伺いたい。

事務局 : 日光市都市計画マスタープランにおいて、今市地域における中心拠点は、鉄道駅や道の駅が周辺する箇所としているが、今回の大沢地区についても、JR下野大沢駅周辺を副次拠点に位置づけており、小売店舗の出店については、市のマスタープランの位置づけとしても適正なものとなっている。

委員 : 生活者の利便施設としての位置づけがなされているとすることで了承した。

委員 : 騒音予測について、地点A, Bは環境基準値を上回る予測結果となっているものの、周辺に住宅がないため問題なしと判断しているようだが、他県の事例では、今後住宅ができることを想定し、基準値以内に収めていることが多い。栃木県及び日光市としては、あくまで現状で判断するという方針で考えているのか。

事務局 : 日光市としては、今後新たに住宅が建設される可能性はあるものの、現状における生活の利便性や周辺環境への影響を鑑みた際、現状で基準値を上回っている箇所の周辺に住宅がない場合は、許容するところである。今後周辺に住居等が建った場合には設置者に対して適宜指導する考えである。

事務局 : 栃木県の考え方としては、新たに住居が建った際に、騒音等の支障が発生した際には、その都度、設置者と協議することとしている。

委員 : 大規模店舗が立地する地域に新たな住居が建設されないと考えるのは、整合性がとれない気がした。

委員 : 騒音問題に対応するための一般的な対策として、敷地境界及び住居との距離を確保するとのことだが、全体配置図を見るに、敷地境界と住居が密接した届出となっているように見えるが矛盾はないか。

事務局 : 直接設置者に確認した内容ではないため推測での回答になるが、小売店舗と住居が密接しないよう配慮しているため、このような表記をしたと考えている。おっしゃるとおり、駐車場と住居が密接している箇所については、騒音対策等をどのように考えているのか、今後設置者に確認していきたい。

委員 : 青少年の非行防止対策について、届出書に記載いただいたとおり青少年の健全育成に努めていただきたい。店舗駐車場に少年たちが集まることで、周辺地域に騒音被害等が発生しないよう、十分注意していただきたい。

委員 : 建築基準法、バリアフリー法及び建築物省エネ法について協議済みであり、特に意見なし。1点、接道している市道は通行量が多いわりに道幅が狭くなっているが、渋滞緩和のため、駐車場への待機レーンを市道に設置するという計画は当初からなかったのか。

事務局 : 待機レーンを設置するという計画は当初からなく、駐車場内のスペースで待機することで道路の渋滞は生じないよう配慮していると設置者から伺っている。

委員 : 市道沿いの歩道については通学路になっているのか。

事務局 : 2 kmほど北西にある大沢小中学校に通う生徒の通学路となっている。この件は住民説明会においても懸念の声があったところであるが、オープン後の交通状況を確認の上、必要に応じて警察と協議していくと設置者から話があり、地元住民からも十分注意して運営をお願いしたいとの意見を伝えているところである。

その後、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、

事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後2時30分に審議会は終了した。